

## 宮崎まさお氏が講演会を開催 “土地改良は未来への礎”

都道府県土地改良事業団体連合会会長会議顧問の宮崎まさお氏が、4月21日から23日の3日間、県内14会場で講演会を開催されました。

宮崎氏は「農業農村整備の今後の展開方向」と題し、「日本では、先人たちが築き上げた疎水が現在もその役割を果たしており農業農村の下支えとなっている。土地改良は現在の農業農村だけでなく、将来の世代の礎を築くものであり、まさに農業は国の大本である。また、近年多発している災害から農山漁村を守るには、農地と水を守ることも重要であり、そのためには土地改良の安定的な予算確保が必要である」と講演されました。



歓迎をうける宮崎氏(後列左から4人目)、進藤参院議員  
=21日・津和野町農事組合法人おくがの村にて

宮崎氏は、実現のため、

- ①大切な農地と水を守る(守るためには攻めも必要。現代技術の活用)
- ②農山漁村を災害から守る(農地と水を守ることも大きな要素、多面的機能)
- ③美しい農山漁村を守る(美しさは人間<農家>が創り出すもの)の3つの大きな方向性をしめされました。



多くの市民が詰めかけた斐川会場  
=23日・出雲市斐川文化会館

講演会は、津和野町、吉賀町、益田市、浜田市、川本町、大田市、雲南市、奥出雲町、安来市、松江市、出雲市の各会場で開催

され、斐川会場(斐川町「斐川文化館」)には、約300名の市民が詰めかけ、宮崎氏の講演に聞き入っていました。

■ 宮崎まさお氏講演会	1
■ 平成31年度財務管理強化研修担当者会議	2
■ 水土里ネット広報女性部会	3
■ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律	3
■ 農事用電力についてご意見を！！	4
■ 5月の主な予定	4

## 「平成31年度財務管理強化研修担当者会議」開催

4月25日（木）、東京都平河町の都道府県会館会議室において全国水土里ネット主催による「平成31年度財務管理強化研修担当者会議」が開催され、全国の土地改良連合会から担当者約80名（本会からは2名）が参加しました。

財務管理強化研修とは、土地改良区体制強化事業の実施要綱第6「研修・人材育成」において公募団体（全国水土里ネット）が行う研修の一部で、「統合整備推進研修」や「施設管理研修」、「財務管理強化研修」などを行うものです。今回の会議は財務管理強化研修のうち「複式簿記導入促進特別研修」（複式簿記



会議の様子

会計を導入し、土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の役職員、地方連合会職員及び都道府県職員等を対象とした研修を実施する。）の詳細について及び日程調整等について説明がありました。土地改良法の改正により土地改良区では令和4年度から貸借対照表の作成が義務化され（一部対象外あり）、貸借対照表を作成するためには複式簿記により会計処理を行うことが必要となります（単式簿記で会計処理を行い期末時点で貸借対照表を作成することも可能）。貸借対照表の作成に対応するため、今年度から3年間（令和3年まで）毎年各県で「複式簿記導入促進特別研修」が開催されることとなり、島根県においても実施される予定です。開催日が決まりましたので、本会よりご案内しますので、皆さんご参加ください。

## 「水土里ネット広報女性部会」開催

4月26日（金）、東京都千代田区のルポール麹町において、「全国水土里ネット広報女性部会」の総会が開催され、70名の関係職員が出席しました。

この部会は、①将来的に土地改良事業の中核となるべく、女性自らの意識改革とスキルの向上、②当面の目標として都道府県の状況に応じ2019年度をメドに、都道府県単位で「水土里ネット女性部会」を立ち上げることを目的として、平成29年6月に設立されました。

部会は、全国水土里ネット加藤常務理事、来賓の進藤金日子参議院議員と宮崎雅夫都道府県水土里ネット会長会議顧問の挨拶の後議事に入り、水土里ネット広報女性部会及び各県の女性部会の30年度の活動について報告があり、続いて本年度の女性部会の活動予定について話し合いがなされました。

また、本年度の役員として、会長には水土里ネット山梨 萩原丈巳課長、副会長には水土里ネット岡山 荒木美子部長、水土里ネット宮城 戸松若菜次長が選出されました。



部会の様子

## 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」成立 ～ため池の適切な管理・保全に向けて～

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」が、4月19日参議院本会議で可決、成立しました。

昨年7月の豪雨で西日本を中心に決壊などの被害が多発するなど、近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。

また、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者が不明確かつ複雑であり、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれがあることをふまえ、本法律は、施設の所有者、管理者や行政機関の役割を明らかにしてため池の適正な管理と保全に向けた内容となっています。

法律の概要は下記のとおりです。

### 法律案の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県によるデータベースの整備、公表（第4条第3項）
- 所有者等による適正管理の努力義務（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

### 特定農業用ため池

#### (1) 特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村によるハザードマップ等の作成（第12条）

【防災工事（堤体の補強）】



#### (2) 防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
- 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

【保全管理】



#### (3) 保全管理体制（第13条～第17条）

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

### 施行期日

公布日から起算して3月以内で政令で定める日（附則第1条）

（農林水産省ホームページより）

尚、5月27日（月）本会にて、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律説明会」が開催されます。

## 農事用電力についてご意見を！！

### 《現在の状況》

- 2016年に電力の小売全面自由化を実施した際、「規制なき独占」となることを避けるため、低圧（家庭用等）には、経過措置として旧一般電気事業者の規制料金を存続。
- 規制料金は、自由料金の事実上の上限として機能しているところ、経過措置の撤廃前に、エリアごとに競争状態となっているかを見極めた上で、撤廃する上で十分な競争が確認されない場合、2020年4月以降も経過措置を存続（経産大臣指定）。
- 4月23日電力・ガス取引監視委員会で全地域経過措置存続との内容で取りまとめられ、その後6月頃に経過措置の存続区域の指定（経産大臣指定）の予定です。

現在、パブリックコメントが開始されていますので、皆様どうぞご意見をお願いします。  
（同封の用紙をFAXして頂くか、下記URLの「意見提出フォーム」より送信してください）



「電気事業法の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令」に係る意見公募（経済産業省 資源エネルギー庁）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620119020&Mode=0>

（PDFでご覧になっている方は上記URLを右クリックし「アクションの実行」をするとページが開きます）

### 5月の主な予定

開催日	行 事 等	開催地
5月8日(水)	中国四国土連協議会事務責任者会議	岡山
5月13日(月)	令和元年度 県土連第1回役員会, 第1回監事会, 決算監査	島根土連
5月16日(木) ～17日(金)	管内事業指導、団体指導・資金及び農地集団化等担当者会議	岡山
5月27日(月)	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 説明会	島根土連
5月28日(火)	中国四国土地改良事業団体連合会協議会総会	徳島
5月29日(水) ～30日(木)	農地・農業用施設災害復旧事業研修会	島根土連



水土里ネット島根 （島根県土地改良事業団体連合会）

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141  
ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メール[smndoren@shimanedoren.or.jp](mailto:smndoren@shimanedoren.or.jp)